

## 5.12 廃棄物

### 5.12.1 工事の施行中

#### (1) 調査事項

調査事項は、表 5.12-1 に示すとおりである。

表 5.12-1 調査事項（工事の施行中）

区分	調査事項
予測した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体・撤去に伴う産業廃棄物（以下「解体工事に伴う廃棄物等」という。）の排出量、再資源化量及び処理・処分方法</li> <li>建設工事に伴う建設発生土及び産業廃棄物（以下「建設工事に伴う廃棄物等」という。）の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法</li> <li>特別管理廃棄物の処理・処分の方法、保管方法及び運搬方法</li> </ul>
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の種類及び処分（再利用・再資源化等）方法</li> </ul>
環境保全対策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設発生土の搬出においては、一部埋戻しに利用し、搬出先の受入基準に適合していることを確認した上で搬出し、再利用する。</li> <li>建設廃棄物のうち再資源化できないものは、運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託し、適切に処理・処分するとともに、その事実をマニフェストにて確認する。</li> <li>建設廃棄物（撤去構造物を含む）の分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成 32 年度（令和 2 年度）の目標値を踏まえて可能な限り再資源化を図る。</li> <li>建設汚泥は脱水等の減量化・再資源化を行い、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成 32 年度（令和 2 年度）の目標値を踏まえて可能な限り再資源化を図る。</li> <li>建設発生土は場外での他事業による造成や建設現場での埋戻し等のほか、工事間利用を推進し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成 32 年度（令和 2 年度）の目標値を踏まえて可能な限り有効利用を図る。</li> <li>既存施設において非飛散性アスベストの使用が確認されているため、関係法令に基づく必要な措置を講じるとともに、解体にあたっては「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（平成 29 年 12 月、東京都環境局）に基づき、湿潤化や保護具の着用などの対策を講じる。除去物は適切な方法で一時的保管し、適切に処理・処分するとともに、その事実をマニフェストにて確認する。</li> <li>新たに特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト・PCB）が発生された場合は、適切に処理・処分するとともに、その事実をマニフェストにて確認する。</li> <li>工事にあたっては、可能な限り計画地内での再利用を検討し、建設発生土の排出量が少なくなるよう土量バランスに配慮する。</li> </ul>

## (2) 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

## (3) 調査手法

調査手法は、表 5.12-2 に示すとおりである。

表 5.12-2 調査手法（工事の施行中）

調査事項		・解体工事に伴う廃棄物等の排出量、再資源化量及び処理・処分方法 ・建設工事に伴う廃棄物等の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法 ・特別管理廃棄物の処理・処分の方法、保管方法及び運搬方法
調査時点		建設廃棄物及び建設発生土及び解体・撤去に伴う産業廃棄物が排出される時点とする。
調査期間	予測した事項	工事の施行中とする。
	予測条件の状況	「予測した事項」と同一期間とする。
	環境保全対策の実施状況	「予測した事項」と同一期間とする。
調査地点	予測した事項	計画地内とする。
	予測条件の状況	計画地内とする。
	環境保全対策の実施状況	計画地内とする。
調査手法	予測した事項	関係資料の整理による。
	予測条件の状況	関係資料の整理による。
	環境保全対策の実施状況	関係資料の整理による。

## 5.12.2 工事の完了後

### (1) 調査事項

調査事項は、表 5.12-3 に示すとおりである。

表 5.12-3 調査事項（工事の完了後）

区分	調査事項
予測した事項	施設の稼働に伴う廃棄物の種類、排出量、再資源化量及び処理・処分方法
予測条件の状況	・ 廃棄物の種類及び処分（再利用・再資源化等）方法
環境保全対策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 焼却施設の稼働に伴い発生する主灰及び飛灰はエコセメント化施設に搬出し、エコセメント化による再資源化を行う計画である。</li> <li>・ (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴い発生する鉄類・アルミ類・小型家電は選別後に再資源化業者へ搬出することで再資源化を行う計画である。</li> <li>・ エコセメント化施設での主灰及び飛灰の受入れが中止になった場合は、主灰及び飛灰は法令で定める基準等に基づき他の施設で適切に処理する。</li> </ul>

注 1) (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の影響も踏まえて調査を実施する。

### (2) 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

### (3) 調査手法

調査手法は、表 5.12-4 に示すとおりである。

表 5.12-4 調査手法（工事の完了後）

調査事項	施設の稼働に伴う廃棄物の種類、排出量、再資源化量及び処理・処分方法	
調査時点	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	
調査期間	予測した事項	1年間とする。
	予測条件の状況	「予測した事項」と同一期間とする。
	環境保全対策の実施状況	「予測した事項」と同一期間とする。
調査地点	予測した事項	計画地内とする。
	予測条件の状況	計画地内とする。
	環境保全対策の実施状況	計画地内とする。
調査手法	予測した事項	関係資料の整理による。
	予測条件の状況	関係資料の整理による。
	環境保全対策の実施状況	関係資料の整理による。